三 調 発　第８号
令和２年４月６日

会　員　各位

三重県土地家屋調査士会
会 長　古　尾　圭　一

街区基準点の使用報告書について

平素は当会の会務運営に対し、ご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、街区基準点の使用にあたり、各市町の承認状況については、当会ホームページに掲載し、年度ごとに更新しているところでありますが、使用報告書の提出が包括承認の条件となっています。今後、使用報告書の未提出等、承認条件が遵守されない場合、包括承認をしない市町が出てくる可能性もありますので、再度、承認条件を確認いただき適切に運用していただきますようお願いいたします。

特に津市からは、会員に対し使用報告書の提出を徹底するよう周知依頼がありましたのでご注意下さい。

また、包括承認していない市町についても、街区基準点の使用にあたっては、適切な運用をしていただきますよう重ねてお願いいたします。